

観工第1号 道の駅関川第4工区 遊具設計・設置工事
設計・施工一括発注公募型プロポーザル 実施要領

〈概要〉

- 1 事業名 公告のとおり
- 2 業務内容 仕様書のとおり（別添）
当事業は村有地を建設地とし、プロポーザル審査で決定した事業者（以下、「受注者」という。）は、その提案を基に設計・施工を行う。
- 3 目的 (1) 当事業は、令和2年度より開始した道の駅リニューアル関連工事に付随するものである。道の駅の中央に位置する芝生広場に村内、村外の子供たちが集まり様々なニーズにこたえられる遊具の選定及び発達年齢に合わせた構成がされている施設を目指すものとする。
(2) 設計・施工請負契約により整備する。
(3) 対象年齢は3歳から12歳と幅広い年代が遊べるよう構築すること。
(仕様書 第4章基本コンセプトも参照。)
- 4 上限額 消費税及び地方消費税を含む
工事費 40,000,000 円
- 5 スケジュール 令和3年11月22日(月) 公募開始（村ホームページ掲載）
令和3年11月30日(火) 質問書の受付期限【17時必着】
令和3年12月10日(金) 参加表明書の受付期限【17時必着】
令和 年 月 日() 現地説明（詳細は公告、メールにて通知する）
令和3年12月10日(金) 質問書に対する回答期限
令和4年 1月11日(火) 企画提案書の受付期限【17時必着】
令和4年 1月中旬～1月下旬 書類審査
令和4年 1月下旬～2月上旬プレゼンテーション審査
プレゼンテーション審査後、速やかに審査結果を通知。協議後、速やかに契約締結。
- 6 公募型プロポーザルへの参加表明
参加希望者は、「参加表明書(様式1)」を令和3年12月10日(金)までに関川村総務政策課観光・地域政策室へ提出(郵送(12月10日消印有効)又は持参)すること。

7 提出様式等 関川村ホームページからダウンロードしてください。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

実施要領に質問がある場合は、「質問書(様式2)」により電子メールで提出すること。

※メールアドレスは「問い合わせ先」に記載

※質問書のメールを受信した旨のメールを返信する。

※電話、FAX や来訪による口頭での質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和3年11月22日(月)【ホームページ掲載時】から同年11月30日(火)【17時必着】とする。

※提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答方法

令和3年12月10日(金)までに、全ての参加者に対して電子メールで回答する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 企画提案等の提出

1 提出書類

(1) 提案者の概要 (様式自由)

※本店及び営業所 (令和3年11月22日現在) についても記載すること。

(2) 企画提案書(下表参照)

NO	提出書類	内容	様式
1	企画提案書(表紙)		様式3
2	企画提案書	・芝生広場に係る基本方針、業務スケジュール・ 設計、施工に係る安全対策、管理方法、周辺への配慮、緊急時の対応、完成後のアフターケアなどを記載すること。 ・経験から、本事業に予想される懸案事項があれば対応策と併せて示すこと ・上記のほかアピールポイント等記載すること	任意
3	事業実施体制	実施体制については、サポート体制も含めて記載すること	様式4
4	総括責任者 担当名簿	事業実績については、配置予定者の平成27年度以降の実績について記入すること	様式5

5	業務実績一覧表	公共工事もしくは今回以上又は同規模の事業に係る事業を元受として施工及び設計した実績過去10年間を全て記入すること。(様式は記載するが、わかる資料が別であればそれで差し支えない。)実績が5件以上ある場合は直近5件までとする。 ※契約書、仕様書、完了確認書写しを添付すること。又、発注者に問い合わせる場合がある	様式6
6	経費見積書	積算内訳書も添付すること 入札公告に記載のある予算ごとに分けて見積もること	様式7
7	イメージパース(案)	コンセプトにあったイメージパースを提案すること	任意

(3) 関係する追加の書類については、提出を妨げない。

2 受付期間

令和3年11月22日(金)から令和4年1月11日(火)まで

3 提出方法

持参又は郵送

ただし、持参する場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後17時までとする。

消印有効とする。原則開庁日とすること。

4 提出場所

「問い合わせ先」に記載

5 提出部数

①提案者の概要 1部

②企画提案書

(上記 表1 2の企画提案書提出書類のNO.1) 1部

(上記 表1 2の企画提案書提出書類のNO.2~NO.7、設計図(案)) 12部

6 作成方法

提出書類は、A4版長辺綴じで統一して作成すること。ただし、図面等はA3版折とする。

7 留意事項

①企画提案書には、提案者を識別できる情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならないこと。

②企画提案書は、1者につき1提案とすること。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和4年1月下旬～2月予定

実施時間及び場所については、令和4年1月21日(金)までに参加表明書提出者に電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション項目は以下の順番で行うこと

- 1 基本方針について
- 2 業務スケジュール
- 3 安全対策、管理方法
- 4 業務実施体制
- 5 設計について
- 6 施工・管理について
- 7 維持管理・補修など
- 8 その他自由提案、他社と比べて優れている点など

(3) 実施方法

- ・1者あたり30分以内のプレゼンテーションを実施すること。
- ・プレゼンテーション実施後、審査委員会及び事務局から質疑を行う。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書により行うこととする。ただし当日の資料追加も認める。
- ・パワーポイントを使用する場合、必要な機材は参加者が準備すること。プロジェクター・スクリーンは、事務局が準備したものを使用することもできる。
- ・プレゼンテーションが30分をすぎたら、途中で打ち切るものとする。

11 企画提案の評価方法

参加資格が確認された者から提出された企画提案書、書類審査及びプレゼンテーションについて書類審査及びプレゼンテーションを踏まえたヒアリング審査を行い、次の

「12. 評価基準」で示す評価基準に基づいて評価し、審査基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき事業者（以下「受託事業者」という。）として特定する。ただし、提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託事業者を特定する。

12 評価基準

評価値は、書類等に関する評価点(以下「書類評価点」という。)提案内容等に関する評価点(以下「提案内容評価点」という。)見積額に関する評価点(以下「価格点」という。)の合計値(最高値は「100点」とする。)

- (1) 書類評価点・提案内容評価点について
別表1「評価基準」に基づき、各評価項目をそれぞれ5段階で評価する。書類評価点の最高得点は10点、提案内容評価点の最高点は75点とする。
- (2) 価格点について
価格点は見積金額から算定し、価格点の最高点は15点とする。
 - ①見積金額は、提出された「経費見積書」の業務経費見積総額とする。
 - ②最低見積額とは、全提案者の中で最も低い見積総額とする。
 - ③見積限度額は、「4 上限額」で示したとおり。

1.3 失格事項

提案書の提出にあたり次に掲げる条項の一つに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (7) プレゼンテーションに出席しなかった場合。なお、事故等によりやむをえず出席が不可能となった場合は速やかに事務局に連絡し指示を受けること
- (8) 見積書の金額が、上限額を超過したもの

1.4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生開始手続きの申し立てをなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (3) 次の事項に該当しないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - イ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員と認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は、積極的に暴力団の維持又は、運営に協力し、又は関与していると認められるもの

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの

カ 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。7において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

(4) 公共工事の建設工事及び建築工事に相当の元請実績を有すること（過去10年）

(5) 基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること

(6) 公示日現在、新潟県、県内市町村の指名停止を受けていないこと

(7) 対象業務における関川村での競争入札参加資格を有していること

(8) その他入札公告に記載のあるとおり

1.5 建設地の概要

- | | |
|----------|--|
| ① 所在地 | 別紙図面のとおり |
| ② 敷地面積 | 別紙図面のとおり 一部埋設あり
別工事で添付資料のとおり排水施設が入るため留意すること |
| ③ 土地の所有者 | 関川村 |
| ④ 敷地の現況 | 村有地 |
| ⑤ 地盤の状況 | 現地のとおり |
| ⑥ 都市計画 | 都市計画区域外 |
| ⑦ 防火地域 | 指定なし |
| ⑧ その他 | 簡易水道、公共下水道区域内 |

1.6 施設の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 施設名称 | 関川村 道の駅 大型遊具、遊具 |
| ② 施設機能 | 幅広い年齢の子どもたちが集まり遊べる遊具を選定する事 |
| ③ 想定価格 | 別紙公告の通り |
| ④ 予定工期 | 設計協議 令和3年3月
詳細設計 令和3年4月
建設工事 令和3年4月 着手
令和3年11月完成
※あくまで予定となります。繰越が確定してからの流れとなります。 |
| ⑤ その他 | 施設に付随し必要と思われる設備についても工事価格に含めるこ |

と。耐雪型の遊具（2 m積雪があっても維持管理のしやすいもの）を選定すること。

1 7 工事条件

実施段階において地質上の問題が発生した場合は追加費用について、上記想定事業費に含めないものとし、別途協議するものとする。当該工事の実施にあたっての協力業者、外注先等について、できる限り村内業者の活用に努めること。

1 8 現地の確認

事前に現地を確認したい場合は、事務局まで連絡すること。日程等調整の上担当者が現地を案内することとする。各資料を公告（別紙）に定めるが現地と図面が一致しない可能性があるため、必要に応じて現地調査を実施すること。現地調査不足等で現状図と違うなどの理由で契約後の増額は原則認めない。

1 1 月中に現地説明を希望制で行う。現地説明を希望するものは、事務局へ問い合わせること。

1 9 審査結果の通知

審査結果は、後日参加全者に文書で通知する。ただし各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

2 0 契約に関する事項

(1) 契約締結

受託事業者と協議のうえ業務内容を決定し契約を締結する。受託事業者との契約交渉が不調の場合、次順位者と契約交渉を行うものとする。なお、契約内容の検討に係る事業者側の費用は事業者の負担とする。

(2) 辞退

公募プロポーザルに対する参加資格確認審査に関する提出書類の提出後に、辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

2 1 その他

(1) この業務を中止する場合は遅くとも、令和3年12月末までにプロポーザル参加全者に通知するものとする。

(2) 前項により業務を中止した場合において、それまでに参加者が要した経費または中止により生じた損害については、補填しない。

(3) 提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

- (4) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

2 2 問い合わせ先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

関川村役場 総務政策課 観光・地域政策室

担当：大島・長谷川

電話 0254-64-1478 F A X 0254-64-0079

Mail:kanko-seisaku@vill.sekikawa.lg.jp